

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案 新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）〔附則第十条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十六の三 〔略〕</p> <p>四十六の四 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本方針（性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律（平成二十八年法律第 号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。</p> <p>四十七 六十二 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十六の三 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四十七 六十二 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内</p>

閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。

〔略〕	成年後見制度利用促進委員会	〔略〕
〔略〕	性的指向・性自認審議会	成年後見制度の利用の促進に関する法律
〔略〕	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律	〔略〕

閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。

〔略〕	成年後見制度利用促進委員会	〔略〕
〔略〕	〔新設〕	成年後見制度の利用の促進に関する法律
〔略〕	〔新設〕	〔略〕

○アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）〔附則第十一条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第四十六号の二を削り、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>附則</p> <p>第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第四十六号の二を削る。</p> <p>〔略〕</p>

改正案	現行
<p>○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）〔附則第十二条関係〕</p> <p>〔傍線部分は改正部分〕</p> <p>附則</p> <p>第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第四十六号の三を削り、同項第四十六号の四を同項第四十六号の三とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日がアルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「第四条第三項第四十六号の三」とあるのは「第四条第三項第四十六号の二」と、「同項第四十六号の四」とあるのは「同項第四十六号の三」と、「同項第四十六号の三」とあるのは「同項第四十六号の二」と、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「とする」とあるのは「とし、同項第四十六号の四を同項第四十六号の三とする」とする。</p>	<p>附則</p> <p>第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第四十六号の三を削る。</p> <p>〔略〕</p> <p>（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日がアルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の三を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の三」とあるのは「第四条第三項第四十六号の二」と、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の二を削る改正規定中「削る」とあるのは「削り、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とする」とする。</p>